

PLANT カードポイント利用規約

第1条（本規約）

- 1.PLANT カードポイント利用規約（以下「本規約」といいます。）とは、株式会社ジャックス（以下「当社」といいます。）と株式会社 PLANT（以下「PLANT」といいます。）が提携して発行する「PLANT カード」（以下「本カード」といいます。）のカードショッピング利用代金に応じて、本カードの会員（以下「会員」といいます。）に対して PLANT ショッピングポイント（以下「本ポイント」といいます。）を付与するサービス（以下「本サービス」といいます。）の内容および会員が本サービスを受けるための条件等を定めたものです。
- 2.会員が本ポイントを利用したことによるポイント付与は本ポイントのみとし、当社が別に提供するポイントプログラムの提供を受けることはできません。
- 3.会員が本ポイント以外に当社が別に提供するポイントプログラムの提供を受けている場合であっても、当該ポイント間のポイント付替、合算などはできません。

第2条（本ポイントの付与条件）

- 1.当社は、毎月当社所定の日に締め切られた会員の新規カードショッピングの利用代金のご利用明細ごとの利用金額に応じて、200 円（消費税を含みます。）につき 1 ポイントを付与するものとします。（ただし、200 円未満は切り捨ていたします。）
- 2.会員が獲得した本ポイントは、当社より送付する「ご利用代金明細書」欄またはインターネットサービス「インターコムクラブ」（ユーザー登録が必要となります。）の「ご利用代金明細書照会」画面（以下総称して「ご利用代金明細書」といいます。）に利用金額が表示された請求月に会員に付与します。また、付与されたポイント数は「ご利用代金明細書」に表示するものとします。
- 3.本ポイント付与の対象者は、本人会員のみとします。

第3条（本ポイント付与の対象外取引）

次の各号に定める利用代金・費用等については、本ポイント付与の対象外とします。

- (1)カードキャッシングの利用代金および手数料。
- (2)分割払い・リボルビング払いの手数料。
- (3)年会費等の費用。
- (4)本カードの再発行等に関する手数料。
- (5)本カード以外でのカードショッピングまたは現金によるお支払いの場合。
- (6)Edy・nanaco・Kyash・WebMoney（au PAY のチャージを含みます。）・TOYOTA Wallet・スマイルマネー・交通系 IC（Suica・PASMO・ICOCA）・JALPay・ANAPay・FamiPay・WAON 等の電子マネーの各チャージ利用代金。
- (7)会員が当社所定の約定支払額確定日前に支払ったカードショッピング利用代金。
- (8)カードショッピングの利用代金が、第2条第1項に記載の金額に満たない場合やご利用金額を上回る場合でも、端数金額は本ポイント付与の対象外となります。また複数の端数金額を合算しての本ポイントの付与はいたしません。
- (9)第1項～第8項のほか、当社は特定のカードショッピング利用代金または特定の加盟店でのカードショッピング利用代金を本ポイント付与の対象外として定めることができるものとします。

第4条（返品、キャンセル、利用金額変更等の場合）

本ポイント付与の対象となるカードショッピング利用に、返品、キャンセル、利用金額の変更等があった場合、原則として当該利用に対して付与する本ポイントは取消、減算または加算されます。

第5条（本ポイントの有効期間）

1.本ポイントの有効期限（以下「有効期限」といいます。）は、本ポイントが付与された月から起算して12ヶ月後の末日とします。

2.前項に定める有効期間を経過した本ポイントは、会員に通知することなく順次失効するものとします。

第6条（本ポイントの引換）

本ポイントの引換は、毎月当社が定める日において、500ポイントを超えたポイントについて、500ポイント単位にて1ポイントを1円分としてPLANTデポまたはPLANT Payへ引換が可能となり、PLANTデポはPLANTでのカードショッピングご利用金額からカード利用金額請求時に値引きいたします。PLANT Payはチャージボーナスとして加算され、PLANTでの商品購入時に利用できます。

第7条（公租公課）

本ポイントサービスにより引換を受けた本ポイントについて公租公課が課せられる場合は、会員が当該公租公課を負担するものとします。

第8条（権利の喪失およびサービス停止）

1.次の各号に該当する会員は、本ポイントの付与、本ポイントの引換等のサービスを受けるすべての権利を喪失するものとします。

(1)当社が有効期限を更新した本カードを発行しないで、本カードの有効期限が経過した場合。

(2)本カードを脱会、その他の理由により会員資格を喪失した場合。

(3)会員が死亡した場合。

2.当社は、次の各号に該当する会員に対して、何らの通知なくして本ポイントの付与、本ポイントの引換等のサービスを受ける権利を喪失させ、またはサービスの提供を停止することができるものとします。

(1)ジャックスカード会員規約または本規約に違反した場合。

(2)違法行為または不正行為を行った場合。

(3)その他、前各号に準ずるものと当社が判断した場合。

3.当社は、当社に対する支払債務を延滞した会員に対し、何らの通知なくして、本ポイントの付与、本ポイントの引換等のサービスを停止することができるものとします。

第9条（権利譲渡等の禁止）

会員は、理由の如何を問わず、本サービスにおける権利を他人に貸与・譲渡・担保提供したり、他人と共有したり、相続させることはできません。

第10条（本ポイントに関する疑義等）

本ポイントの有効性、ポイント数、ポイント引換等、その他の本ポイントの運営に関して生じる疑義は、当社において決定し、会員はその決定に従うものとします。

第11条（本ポイントサービスの終了、中止、変更等）

1.当社は、予告なしに本サービスの内容を変更、または中止もしくは終了させることができるものとし、会員はあらかじめその旨を承認するものとします。

2.前項により、会員に生じた損害については、当社は一切の責任を負わないものとします。

第12条（準拠法）

本ポイントサービスの内容は、日本国の法令等が適用されるものとします。